

# 32 一般社団法人宮城県農業会議



## 1 基本情報

所在地	仙台市青葉区堤通兩宮町4番17号			第1位 第2位 第3位 第4位 第5位 その他 出資等総額	千円 ( )
代表者	会長 中村 功	設立	昭和29年9月1日		千円 ( )
電話	022-275-9164	ファックス	022-276-3899		千円 ( )
団体分類	自立支援団体	県主務課	農政部 農業振興課		千円 ( )
県出資額・割合	0 千円 ( )	ホームページ	<a href="https://m-nkaigi.sub.jp/">https://m-nkaigi.sub.jp/</a>		千円 ( )
設立目的(定款等)	農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施及び農業生産力の増進並びに農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与する。				千円 ( )
					出資等総額

## 2 主な事業内容

事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
事業1 農業者年金業務事業	7,510 ( 9.3% )	8,276 ( 9.9% )	8,194 ( 37.2% )	農業委員会の農業者年金指導業務と相談業務、普及啓発支援業務
事業2 機構集積支援事業	5,747 ( 7.1% )	8,086 ( 9.7% )	7,244 ( 32.9% )	農業委員会の農地利用調整活動、農業委員等の資質向上に向けた支援業務
事業3 農の雇用事業 (R4雇用就農者実践研修事業)	6,097 ( 7.5% )	5,419 ( 6.5% )	2,366 ( 10.8% )	農業法人等が新規就農者等の雇用創出に向けて行う実践研修に対する支援業務
その他の事業 情報提供推進事業 他	61,499 ( 76.1% )	61,752 ( 73.9% )	4,195 ( 19.1% )	農業委員会における情報提供活動、新規就農者の相談、農業経営者の経営能力の向上支援業務
全体事業費	80,853	83,533	21,999	指定管理者

## 3 公社等の公益的使命と県が期待する役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
県ネットワーク機構として、農業委員会等に関する法律が定める農業委員会ネットワーク業務を適正かつ着実に実施するとともに、農業者が組織する関係団体の支援を通じ農業生産力の増強及び農業経営の合理化を図る。	各市町村農業委員会に対し必要な助言・支援・協力を行い、活動の適正化・透明化・円滑化等に資すること。特に、農業委員会法の改正により重点化された「農地等の利用の最適化の推進」に向けた支援が期待される。

## 4 評価

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 上記3への対応	「農地等利用の最適化の推進」など、農業委員会活動の重要性が増して、農業委員会活動の真価が問われる節目を迎えている。本会においても支援の更なる強化が求められおり、職場内での議論・検討を重ね、効率的で丁寧な対応を進める。	国の補助金が削減されている中で、広範囲にわたる年間事業計画を確実に実施している。農地集積に係る業務量も増加しているが、限られた予算を有効に活用しながら適切に取り組んでいる。	
ロ 組織運営の健全性 ※1	令和3年に整備したコンプライアンス規程を基に、職員に周知の上、コンプライアンスの確保に努めた。また、業務と育児や介護が両立できる、働きやすい職場環境の整備に努め、さらなる充実を図るべく、令和5年3月には、育児・介護休業等に関する規程を変更したところである。なお、会計監査については、全国組織と連携し、税理士等の関与の必要性を引き続き検討する。	コンプライアンス違反事例もなく、職員に対する啓発等研修の場も設定しており、また、未整備となっていたコンプライアンスに関する規程についても制定され、さらに育児・介護休業等に関する規程を変更するなど働きやすい環境整備を進めており、評価できる。	A
ハ 財務の健全性 ※1	事業収益団体ではないので、正味財産比率を大きく高めることは困難である。事業収入に合わせた業務の執行により財務の健全化を保つ。	国の補助金が削減されている中で、経常収支が赤字とならないよう努力されており、評価できる。正味財産比率を高めることは困難であるが、限られた財源の中で、業務規程に定める活動事項に取り組んでいる。	A
総合評価・今後の方向性と課題	農業委員会活動の更なる強化が求められる中、本会の責務と業務は増大しているものの、予算とマンパワーは限られており、業務内容や業務推進方法を見直し、必要性和効率性を見極めて業務の重点化により業務を執行するなど、今後も、期待に沿った活動に留意する。	国の交付金の減額による厳しい財政状況の中で経費節減に取り組み、また、依然としてコロナ禍の不安から各種事業の実施への障壁が残る中、適切に事業の質の維持に努めている。今後、法改正に伴う農業委員会の役割強化に伴い、その資質向上・支援等を行う当団体の重要性は増しており、今後より一層効果的かつ効率的な組織運営となるよう指導していく。	総合評価 A

※1 上記ロ及びハにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

5 経営状況（単位：千円）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(R4-R3)
貸借対照表	資産合計	61,615	66,862	50,710	△ 16,152
	流動資産	61,615	65,991	49,987	△ 16,004
	固定資産	0	871	723	△ 148
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	57,957	60,709	41,948	△ 18,761
	流動負債	4,588	25,427	4,165	△ 21,262
	固定負債	53,369	35,282	37,783	2,501
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	3,658	6,153	8,762	2,609
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	3,658	6,153	8,762	2,609	
正味財産増減計算書	経常収益	99,667	102,489	100,782	△ 1,707
	うち事業収益	0	0	0	0
	経常費用	97,139	99,994	98,173	△ 1,821
	うち管理費	16,286	16,460	15,629	△ 831
	評価損益等調整前当期経常増減額	2,528	2,495	2,609	114
	当期経常増減額	2,528	2,495	2,609	114
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	2,528	2,495	2,609	114
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	2,528	2,495	2,609	114	
県の財政的関与	補助金	8,481	10,786	9,230	△ 1,556
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	54,219	54,199	54,096	△ 103
	補助金等合計	62,700	64,985	63,326	△ 1,659
	総収入 ※3	99,667	102,489	100,783	△ 1,706
	総収入に対する補助金等割合	62.9%	63.4%	62.8%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。  
（なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。）

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

6 主な経営指標

評価項目	算式等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(R4-R3)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	5.9%	9.2%	17.3%	8.1%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	1343.0%	259.5%	1200.2%	940.7%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	2.5%	2.4%	2.6%	0.2%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	16.3%	16.1%	15.5%	-0.6%

7 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (6月末現在)	令和4年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤(うち県退職者)	1 ( 1 )	1 ( 1 )	1 ( 1 )	常勤役員	
	非常勤(うち県退職者)	16 ( 0 )	16 ( 0 )	15 ( 0 )	平均年齢(歳)	1名のため非公開
職員	常勤職員(※4)	10	11	11	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開
	プロパー職員	8	9	9		
	県退職者	2	2	2	常勤職員(プロパー)	
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢(歳)	48.6
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開
上記以外の職員(※5)	1	2	1			
障害者雇用の状況(※6)	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %
					不足数	-

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県退職者、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

### 32 一般社団法人宮城県農業会議

#### 1 組織運営の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価		
1	経営方針	経営方針を明確にし、職員に周知しているか。 〔指標〕 ✓経営方針の職員等への周知の有無	①周知している。	①	1
			②周知していない。	0	
2	組織体制	経営幹部へ民間等経験者を含む多様な人材を登用しているか。 〔指標〕 ✓役員に民間企業等出身者を登用・配置の有無	①登用している。	①	1
			②登用していない。	0	
		人材育成の取組を行っているか。 〔指標〕 ✓人材育成や内部登用、独自の人材確保の取組の有無	①行っている。	①	1
			②行っていない。	0	
DX推進に向けた体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓DXについて検討・推進を行う部署の設置又は担当者の配置の有無	①設置又は配置している。	1	0		
	②設置又は配置していない。	②			
3	内部統制	必要な業務規程を整備しているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる業務規程等の整備状況	①8項目以上整備	①	1
			②8項目未満整備	0	
			就業規則	■	
			役員報酬規程	■	
			職務分掌規程	■	
			会計規程	■	
			契約規程	■	
			決裁規程	■	
			給与規程	■	
			退職手当規程	■	
			施設等管理規程	□	
			業務継続計画（BCP）	□	
			実効的な外部監査を受けているか。 〔指標〕 ✓公認会計士・税理士の関与の有無	①公認会計士・税理士による監事（監査役）監査の実施又は監査法人による監査の実施。	
②公認会計士・税理士による定期的な指導を受けている。	1				
③公認会計士・税理士による関与はない。	②				
組織内の業務監査体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓組織内の業務監査体制の整備の有無	①整備している。	①	1		
	②整備していない。	0			

No.	項目	評価内容	評価	
3	内部統制	適切に情報公開を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる資料の団体ホームページにおける公開状況	①下記のうち、6項目以上（会社法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	②
			②下記のうち、6項目未満（会社法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1
			③ホームページで公開していない。	0
			定款（寄附行為）	■
			役員等名簿	■
			事業計画書	■
			収支予算書	■
			事業（営業）報告書	■
			収支計算書	■
			貸借対照表	■
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■
			財産目録	□
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□
			役員の報酬・退職金に関する規定	■
コンプライアンスに関する取組を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる取組の実施状況	①3項目以上実施している。	②		
	②1～2項目実施している。	1		
	③実施していない。	0		
	○コンプライアンスに関する規程を整備している。	■		
	○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。	■		
	○職員に対する啓発等研修の場を設定している。	■		
	○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。	□		
	○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を実施している。	□		
<b>合計（12点満点）</b>			9	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
令和3年に整備したコンプライアンス規程を基に、職員に周知の上、コンプライアンスの確保に努めた。また、業務と育児や介護が両立できる、働きやすい職場環境の整備に努め、さらなる充実を図るべく、令和5年3月には、育児・介護休業等に関する規程を変更したところである。なお、会計監査については、全国組織と連携し、税理士等の関与の必要性を引き続き検討する。	コンプライアンス違反事例もなく、職員に対する啓発等研修の場も設定しており、また、未整備となっていたコンプライアンスに関する規程についても制定され、さらに育児・介護休業等に関する規程を変更するなど働きやすい環境整備を進めており、評価できる。	A

＜参考指標＞

合計点が  
9～12点の場合：A（概ね良好）  
6～8点の場合：B（改善の余地あり）  
3～5点の場合：C（改善措置が必要）  
0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）

## 2 財務の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価		
1	採算性 経常的な活動は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：経常増減額 ✓損益計算書：経常損益 ✓収支計算書：事業収入-(事業費+管理費)	① 3期連続黒字（増加）	③	3	
		② 当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2		
		③ 当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	1		
		④ 3期連続赤字（減少）	0		
	事業活動全体は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：正味財産増減額 ✓損益計算書：純利益（損失） ✓収支計算書：収支差額	① 3期連続黒字（増加）	③	3	
		② 当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2		
		③ 当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	1		
		④ 3期連続赤字（減少）	0		
	累積欠損金はないか。 〔指標〕 ✓公益法人会計：正味財産合計-出資等合計 ✓企業会計：利益剰余金	① 当期 ≥ 0（累積欠損金なし）	②	2	
		② 当期 < 0（累積欠損金あり）	0		
	2	安全性 財務は安定しているか。 〔指標〕 正味財産(自己資本)比率の状況 ✓正味財産合計（純資産）÷資産合計×100	① 当期 ≥ 30%	2	0
			② 当期 < 30%	①	
借入金に依存していないか。 〔指標〕 借入金依存度の状況 ✓（短期借入金+長期借入金）÷資産合計×100		① 当期 ≤ 正味財産（自己資本）比率、借入金なし	①	1	
		② 当期 > 正味財産（自己資本）比率	0		
十分な支払能力を維持しているか。 〔指標〕 流動比率の状況 ✓流動資産÷流動負債×100		① 当期 ≥ 100%	①	1	
		② 当期 < 100%	0		
<b>合計（12点満点）</b>				10	

団体による自己評価 （概況、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
事業収益団体ではないので、正味財産比率を大きく高めることは困難である。事業収入に合わせた業務の執行により財務の健全化を保つ。	国の補助金が削減されている中で、経常収支が赤字とならないよう努力されており、評価できる。 正味財産比率を高めることは困難であるが、限られた財源の中で、業務規程に定める活動事項に取り組んでいる。	A

＜参考指標＞
合計点が 10～12点の場合：A（概ね良好） 6～9点の場合：B（改善の余地あり） 3～5点の場合：C（改善措置が必要） 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）